

中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業

中津川市では、大型ごみを所定のごみ集積所まで排出することが困難な高齢者や障がい者等で構成される世帯を支援するため、令和5年4月1日から大型ごみの戸別収集を開始します。

■ ご利用できる世帯 ■ (1) (2) のどちらにも該当する世帯

- (1) 自ら集積所まで排出することが困難であり、かつ親族や近隣住民の方などの協力を受けることが困難である世帯
- (2) 次のいずれか、またはいずれかにて構成される世帯
 - ・ 75歳以上の高齢者
 - ・ 障がい者であって、障害支援区分の認定を受け、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護のいずれかを利用している世帯
 - ・ 要介護認定者、要支援認定者、事業対象者（※）

要件に該当するか判断に迷われる場合は、ご相談ください。

（※）事業対象者とは、「介護予防・日常生活支援総合事業」の総合事業のサービスを受けられている方のことです。

■ 収集方法 ■

- ・ 収集品目：「大型ごみ」のみ
- ・ 収集条件：事前に大型ごみの申込み（シールの購入）を行い、大型ごみに貼付した上で、玄関の外まで運んであること。
- ・ 料 金：大型ごみシール（1点1枚500円）
- ・ 収 集 日：市が指定する日（月1回）。事前受付時にお知らせします。

制度を利用するには、申請が必要となります。
申請の流れについては、裏面をご覧ください。



■ お問い合わせ先 ■

中津川市 環境水道部 環境課

電話 0573-66-1111（内線 542・543）

FAX 0573-65-7626

E-mail kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp

■ 申請から収集開始までの流れ ■

申請手続き(①②③)は初回のみ。決定まで1ヶ月程度かかります。

①申請

中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用申請書を提出。

- ・ 申請書(様式第1号 両面)へ必要事項を記入。

申請書は、環境課窓口または市ホームページにあります。

- ・ 必要な添付書類を用意

(障害福祉サービス受給者証、介護保険被保険者証、地図など)

申請窓口：環境課

(高齢介護課、社会福祉課、各総合事務所・各事務所に書類を提出することもできます。)

※代理申請も可能です。

その際は、様式第1号 裏面の提出者欄に記入をお願いします。

②審査・調査

- ・ 書類審査

申請内容について、市の関係機関等に確認させていただく場合があります。

- ・ 現地調査

申請者または申請書提出者の方へ現地調査に関し日程調整の連絡をします。

現地にて申請内容の確認、排出場所の確認をします。

③利用の決定等の通知

利用可否の通知を行います。

④大型ごみの受付

戸別収集対象である旨を申し出た上で、

大型ごみの申込みを行い、大型ごみシールを購入する。

収集指定日をお知らせします。

【大型ごみの受付窓口】

環境センター・環境課

各総合事務所・各事務所

⑤大型ごみの戸別収集

大型ごみに大型ごみシールを貼付し、指定日に排出先(玄関先等、決められた敷地内の場所)まで搬出して置く。

※①～③の申請は初回のみです。事業の利用決定を受けたことのある申請者は2回目からの大型ごみの排出は④の大型ごみの受付からとなります。

